

# 在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.7

## BIS 規制の徹底解説—認証取得・通関・工場監査の実務対応

2026年5月

### 1 はじめに

近年、インド政府は、国内産業の保護や品質向上を目的として、幅広い製品に対していわゆる「BIS 認証」の取得を義務付ける動きを強めています。インド向けに製品を輸出・販売する日系企業にとって、BIS 規制への適時かつ的確な対応は、事業継続のための最重要課題の一つとなっています。

本稿では、BIS 規制の概要を紹介した上で、他の業界固有規制との関係を踏まえたコンプライアンス対応について解説します。さらに、BIS 認証の免除に関する実務、通関時のトラブル事例とその対応、検査官の受け入れに向けた準備など、日系企業が直面しやすい実務上の留意点も併せて解説します。

### 2 インドの BIS 規制対応の概要

#### (1) 法令の概要

インドでは、インド標準規格局法<sup>1</sup>(以下「BIS 法」といいます。)に基づき、一定の製品、システム、サービス等の標準規格が定められています。これらの標準規格の設定及び規格への適合性の評価・認証を行う機関としてインド標準規格局<sup>2</sup>(以下「BIS 当局」といいます。)が設置されています。BIS 当局が、特定の物品や製品等が標準規格に適合していると認めた場合には、適合証明書<sup>3</sup>が付与されます。

BIS 認証の取得は多くの場合任意ですが、インド政府は、特定の産業に属する製品等を指定して、適合証明書の取得及び標準マークの表示を義務付けることが可能です<sup>4</sup>。指定を受けた製品等については、原則として、標準マークの表示のない状態でインド国内向けに製造、輸入、又は販売等することは認められません<sup>5</sup>。

実務上は、インド政府の各省庁<sup>6</sup>が、各業界における特定の製品等について BIS 認証を義務付けるとともに、適用される認証スキームを指定する品質管理命令<sup>7</sup>(以下「QCO」といいます。)を順次導入してきました。これまで、電子機器、一般家電製品、自動車関連部品、建設用資

---

<sup>1</sup> The Bureau of Indian Standards Act, 2016

<sup>2</sup> Bureau of Indian Standards

<sup>3</sup> Certificate of Conformity

<sup>4</sup> BIS 法第16条

<sup>5</sup> BIS 法第17条1項

<sup>6</sup> 電子情報技術省、商工省産業貿易推進局、鉄鋼省、繊維省、化学・肥料省等

<sup>7</sup> Quality Control Order

## 在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.7

材、鉄鋼製品、化学製品、日用品、衣料等の幅広い製品等の分野において QCO が発出されています。

### (2) 具体的な BIS 認証のスキーム

現在、BIS 認証のスキームとしては、「Scheme I」から「Scheme X」までの合計10種類が規定されています<sup>8</sup>。

このうち、日系企業との関係で問題となるのは、主に「Scheme I」及び「Scheme II」の認証です。これはインド国外からの輸入製品だけでなく、インド国内で製造・販売される製品にも等しく適用されます。そのため、日本からインドへ製品を輸出する日系企業のみならず、インド現地で製造を行う日系企業にとってもこれらの 2 つのスキームに関する理解及び対応が特に重要となります。

### (3) Scheme I と Scheme II の比較

Scheme II は、一般に「CRS」<sup>9</sup>と呼ばれます。CRS の対象となった製品については、工場の検査は不要ですが、指定された試験場において製品が標準規格に適合していることを証明する必要があります。CRS は、工場監査を伴う製品認証制度に比べ手続きが簡略化されるため、製品サイクルの短い製品が対象として指定される傾向があります。特に、電子情報技術省 (MeitY) は、スマートフォン等の電子機器や IT 機器を広く CRS の対象として指定する命令や通達を順次発出しています。

これに対し、Scheme I は、最終製品の検査に加え、BIS 当局によって製造業者の製造拠点の工場監査が実施される点に特徴があります。Scheme I に基づく制度としては、いわゆる、国内製造業者向けの「DMCS」<sup>10</sup>及び、外国製造業者向けの「FMCS」<sup>11</sup>が存在します。日系企業の現地子会社がインド国内で製造活動を行う場合は、当該子会社が DMCS を通じて認証を取得することとなりますが、日本法人が製造した製品をインドへ輸出する場合には、当該日本法人が FMCS を通じて認証を取得することとなります。

### (4) 実務上の留意点

Scheme I 及び Scheme II のいずれにおいても、一度認証を取得した後も、定期的な更新手続きや、当局による定期的又は抜き打ちでの市場サンプリング検査への継続的な対応が求められます。さらに、Scheme I では、これらに加えて、製造拠点に対する定期的又は抜き打ちでの工場監査も行われます。以上の通り、このような BIS 当局の認証を取得する企業にとっては、申請時のみならず、取得後も相応の負担が生じます。

---

<sup>8</sup> 2018 年インド標準規格局(適合性評価)規則(Bureau of Indian Standards (Conformity Assessment) Regulations, 2018。以下「適合性評価規則」といいます。)Schedule I 及び II 等

<sup>9</sup> 強制登録制度=Compulsory Registration Scheme

<sup>10</sup> 国内製造業者認証制度=Domestic Manufacturers Certification Scheme

<sup>11</sup> 外国製造業者認証制度=Foreign Manufacturers Certification Scheme

## 在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.7

また、Scheme I 及び Scheme II はいずれもインド国内外の製造業者に適用されますが、外国の製造業者が認証を取得する場合には、インド現地で法的責任や連絡窓口を担うインド国内代理人<sup>12</sup>の選任が義務付けられます。実務上、日系企業が申請者で、同社がインドに販売子会社等の拠点を有している場合には、当該インド子会社の従業員を国内代理人として選任することが考えられます。他方で、インドに拠点を有していない企業においては、インドに居住するコンサルタントや取引先の従業員を選任することが考えられますが、選任にかかる報酬の支払いを求められる場合が多いため留意が必要です。

### (5) 認証取得までの所要期間

CRS の場合、日本の製造業者が日本で製造したものについて認証を取得するまでの期間は、早ければ 3 か月から 6 か月程度ですが、追加資料の提出対応が必要になる場合や、製品試験を行う試験場の処理能力が低い場合、1 年近く要する場合があります。他方、インド国内の製造業者(日系企業の現地子会社を含みます)がインドで認証を取得する場合は、これより 1 か月程度短縮できる場合が多いです。

これに対し、FMCS については、日本の製造拠点における工場監査にかかる資料準備や日程調整に時間を要するため、CRS の場合の所要期間に 3 か月程度が上乘せされます。加えて、担当検査官の日程調整が困難な場合はさらに長期間に及ぶこともあります。なお、インド国内の製造業者(日系企業の現地子会社を含みます)が DMCS のスキームにより BIS 認証を取得する場合には、日本に製造拠点を有する会社が取得する場合よりも、2 か月程度早く認証を取得できることが多いです。

### (6) CRS、FMCS 及び DMCS の比較整理

CRS、FMCS、及び DMCS の特徴を表に整理すると以下のとおりです。

項目	強制登録制度 (CRS)	外国製造業者認証制度 (FMCS)	国内製造業者認証制度 (DMCS)
適合性評価規則上の種類	Scheme II	Scheme I	
申請主体	日本法人又はインド法人	日本法人	インド法人
任意取得の可否	任意に取得不可	任意に取得可能 ※各省庁が QCO にて指定した製品については強制	

<sup>12</sup> Authorized Indian Representative

**在インド日本国大使館主催  
インド企業法務ニュースレター Vol.7**

	※各省庁が QCO にて指定した製品については強制		
BIS 指定試験場での製品の試験	有り		
製造拠点の監査	なし	有り	
インド国内代理人の選任義務	日本法人が申請者の場合、有り (インド法人が申請者の場合、同社の授權代理人を選任する必要がある。)	有り	なし (ただし、インド法人の授權代理人を選任する必要がある。)
所要期間(追加対応等が発生しない場合)	日本法人が申請者の場合、3～6 か月程度 インド法人が申請者の場合、2～5 か月程度	6～9 か月程度	4～7 か月程度

### 3 他の業界固有規制との関係に関する留意事項

インド向けに輸出・販売する製品の用途等によっては、BIS 規制以外の他の省庁が管轄する基準や登録要件が適用されるため、包括的なコンプライアンス対応が不可欠となります。また、実務上、業界固有の規格に基づく試験や認証の前提として BIS 認証の取得が求められる場合もあることから、適用され得る法規制の全体像及び手続きの順序等について、事業開始段階から詳細に精査しておくことが重要です。

主要な規制体系及び BIS 規制との関係を俯瞰するため、以下のとおり整理表を示します。各項目の詳細については、(1)以下で説明します。

業界・製品分野	管轄当局及び主な制度	根拠となる主な法令	BIS 規制との関係・実務上の留意点
---------	------------	-----------	--------------------

## 在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.7

医療機器	・中央医薬品標準管理局 (CDSCO)による輸入許可及び登録	・2017年医療機器規則	一定の電気を使用する医療機器等には QCO も適用されるため、CDSCO ライセンス及び BIS 認証の二重の対応が必要。
通信・無線機器	・電気通信技術センター (TEC)における MTCTE 制度 ・無線計画調整局(WPC)における機器型式承認 (ETA)	・2017年インド電信(改正)規則 ・1933年インド無線電信法	一定の通信網に接続する機器などは TEC の認証と BIS の認証の二重の対応が必要。なお、2022年よりスマートフォン等の一部品目は TEC の指定する要件が免除され BIS が優先される運用に変更。
電子・情報機器等	・中央汚染防止委員会(CPCB)での拡大生産者責任(EPR)の対応	・2022年電子廃棄物(管理)規則	BIS 認証は「日本で製造する製造業者」、EPR 登録は「インド国内の輸入業者」が対応主体。両者間の緊密な情報共有と連携が不可欠。
家電製品・設備機器 (省エネルギー性能)	・エネルギー効率化局 (BEE)による星型ラベリング制度・性能基準対応	・2001年エネルギー保存法	個別の内蔵電子部品等に対し、BIS 認証が課され、完成品全体に対し、BEE 規格への準拠が並行して要求される。
自動車・同部品	・指定機関による型式承認試験	・1989年中央自動車規則 ・自動車産業基準 (AIS)	家電と同様、内蔵部品等にも BIS 認証が課され、完成品全体として AIS 規格への準拠が並行して要求される。

### (1) 医療機器

医療機器については、CDSCO<sup>13</sup>が所管しており、2017年医療機器規則<sup>14</sup>に基づくインド本国への輸入許可及び登録が必須です。しかし、電気を使用する機器など特定の医療機器については、BIS法に基づくQCOが重畳的に適用されます。この場合、CDSCOのライセンス

<sup>13</sup> 中央医薬品標準管理局=Central Drugs Standard Control Organization

<sup>14</sup> Medical Devices Rules, 2017

## 在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.7

に加えて BIS 認証 (ISI マーク等) の取得も求められることとなり、二重のコンプライアンス対応が必要となります。

### (2) 通信・無線機器

通信網に接続する機器は 2025 年電気通信 (規格通知、適合性評価及び認証の枠組み) 規則<sup>15</sup>に基づき、所管官庁である TEC<sup>16</sup>より、機器の事前試験及び認証の取得が求められます (いわゆる MTCTE<sup>17</sup>制度)。また、Wi-Fi 等を利用する機器は 1933 年インド無線電信法<sup>18</sup>等により、WPC<sup>19</sup>からの ETA (機器型式承認) 取得が必要です。

なお、2022 年 4 月 30 日に、DoT<sup>20</sup>は、BIS (製品安全要件) と TEC の規制領域の重複により、手続負担が増大している状況を踏まえ、スマートフォンやスマートウォッチ等の一部品目について TEC の認証等を免除し、BIS 認証に一本化する旨の通達を発出しています。無線機能を有する機器については、引き続き WPC からの ETA の取得が必要です。今後も同様に実務上のルールの明確化・整理が進むことが期待されます。

### (3) 電子・情報機器

電子・情報機器等の製造・輸入事業者は、2022 年電子廃棄物 (管理) 規則<sup>21</sup>に基づき、CPCB<sup>22</sup>に対し、拡大生産者責任<sup>23</sup> (EPR) としての登録等を行う義務を負います。BIS の認証手続きに直接対応する必要があるのは日本で製造する製造業者であるのに対し、拡大生産者責任に基づく義務主体はインド国内の輸入業者等となるため、両制度で義務主体が異なります。ただし、いずれの手続きにおいても日本の製造業者とインドの輸入業者等が情報を緊密に共有し、連携して、BIS 当局や CPCB の手続きに適切に対応することが求められます。

### (4) 家電製品・設備機器

一定の家電製品や設備機器の省エネ性能については、2001 年エネルギー保存法<sup>24</sup>等に基づき、BEE<sup>25</sup>の星型ラベリング制度及び性能基準への適合が要求されます。また、製品によっては、完成品に対する省エネ規制とは別に、内蔵電子部品等について個別に BIS 認証が要求される場合があります。この場合、当該内蔵電子部品等の製造業者が BIS の認証取得主体と

---

<sup>15</sup> Telecommunications (Framework to Notify Standards, Conformity Assessment and Certification) Rules, 2025)

<sup>16</sup> 電気通信技術センター=Telecommunication Engineering Centre

<sup>17</sup> Mandatory Testing & Certification of Telecommunication Equipment

<sup>18</sup> Indian Wireless Telegraphy Act, 1933

<sup>19</sup> 無線計画調整局=Wireless Planning & Coordination

<sup>20</sup> 電気通信局=Department of Telecommunications

<sup>21</sup> E-Waste (Management) Rules, 2022

<sup>22</sup> 中央汚染管理委員会=Central Pollution Control Board

<sup>23</sup> Extended Producer Responsibility

<sup>24</sup> Energy Conservation Act, 2001

<sup>25</sup> エネルギー効率化局=Bureau of Energy Efficiency

## 在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.7

なりますが、完成品メーカーとしても、認証取得済みの適合部材を調達・使用する必要があるため、留意が必要です。

### (5) 自動車・同部品

自動車・同部品の分野においては、1989 年中央自動車規則<sup>26</sup>に基づき、自動車産業基準<sup>27</sup>(AIS)に準拠した指定機関での型式承認試験への合格が必要です。また、家電製品同様、製品によっては、完成品に対する型式承認とは別に、内蔵電子部品等について個別に BIS 認証が要求される場合があるため、完成品メーカーとしては、使用部材に関する規制状況を確認する必要があります。

## 4 BIS 認証取得が不要となる場合(免除規定と実務上の留意点)

QCO 対象製品は事前のBIS認証の取得が原則ですが、ビジネスへの弊害を緩和するため、特定の条件を満たす製品については、特例措置として認証の取得が免除されるケースが存在します。例えば、①輸出向け製品の製造に用いる原材料・部品、②研究開発・試験・プロトタイプ用の製品、③自社設備の保守用やアフターサービス用のスペアパーツ、④国内に代替品が存在しない高度な専用機械・資本財(特殊合金、化学品等)などです。

しかし、これらのケースにおいて BIS 認証が自動的に免除されるわけではなく、例えば、輸出向け製品の製造に用いる原材料・部品をインドへ輸入する場合には、輸入前に管轄省庁から異議なし証明書<sup>28</sup>(NOC)を取得する必要がある点に注意が必要です。NOC の取得には、免除の類型に応じて多数の書類<sup>29</sup>の提出が求められます。さらに、当局との複数回にわたるやり取りが必要となることが多く、その手続きには、相当の時間と労力を要するのが実情であることから、実務上は NOC の取得手続きと並行して BIS 認証取得の申請を進めるケースも少なくありません。

## 5 OTR 2024 の対象品目と今後の見通し(包括規制の撤回と個別 QCO への移行)

インド政府が導入を試みた 2024 年包括的技術規制<sup>30</sup>(以下「OTR 2024」といいます。)は、産業用機械及び電気機器について、BIS の標準規格への適合を網羅的に義務付けることを企図した大規模な法的枠組みでした。同規制は、重工業省<sup>31</sup>(MHI)等が主導したもので、液

---

<sup>26</sup> Central Motor Vehicles Rules, 1989

<sup>27</sup> Automotive Industry Standards

<sup>28</sup> No Objection Certificate

<sup>29</sup> 技術的代替性がないことの客観的な証明、輸入数量の妥当性に関する詳細な説明、国内販売を行わない旨の宣誓書等

<sup>30</sup> Machinery and Electrical Equipment Safety (Omnibus Technical Regulation) Order, 2024

<sup>31</sup> Ministry of Heavy Industries

## 在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.7

体用ポンプ、圧縮機(コンプレッサー)、金属切削機械、繊維機械、変圧器、モーターをはじめとする広範な産業用の機械・電気機器及びその構成部品が包括的に対象品目として指定されていました。

しかしながら、保守部品や専用機器など多品種の機械・電気機器部品を取り扱う企業(日系企業を含む)の試算では、全対象品目について認証を取得した場合、試験場での検査費用や関連手数料だけで数千万円規模に達するケースも報告されたことから、ビジネスの存続自体を脅かす理不尽なコスト増になり得る制度として問題視されました。さらに、対象品目が膨大である一方で、インド国内の BIS 指定の試験場の対応リソースが不足しているという構造的な欠陥も浮き彫りになりました。このような状況を受け、国内外の産業界(インド国内製造業団体や日系経済団体など)から、適用範囲の見直しや施行延期を求めるロビー活動や反発が相次いだこともあり、最終的には 2026 年 1 月の通達により、OTR 2024 は正式に撤回されました。

今後は、OTR 2024 のような単一の包括規制による一括適用のアプローチは採用されにくく考えられますが、その代わりに各管轄省庁が BIS 法第 16 条に基づく個別の QCO を、特定品目(特定の HS コードや製品群)をターゲットに段階的かつ断続的に発出していく方向へ移行することが予想されます。企業としては引き続き自社製品の 카테고리 に対する個別 QCO の動向を常時モニタリングし、必要な対応を迅速に講じられるよう体制を整備しておくことが重要です。

### 6 実務上の留意点(部品の取扱い、通関、表示要件等)

BIS 規制への実務対応において、判断が分かれトラブルになりやすい点は以下のとおりです。

#### (1) 完成品に組み込まれた部品の取扱い

工場監査を伴う FMCS においては、部品が完成品の一部として既に組み込まれた状態で輸入される場合、当該部品単体としての BIS 認証取得は原則免除として扱われることが一般的です。これは各管轄省庁が発行する個別の QCO の適用範囲の解釈やガイドラインにおいて、独立して流通する製品のみを規制対象とする運用がなされているためです。ただし、同一の部品であっても、保守やアフターサービスのためにスペアパーツとして部品単体で輸入・販売する場合には、市場流通品とみなされ、BIS 認証の対象となる点に注意が必要です。

#### (2) CRS における部品単位での登録

## 在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.7

電子・IT 機器向けの CRS については、例外措置が存在します。電子情報技術省が所管する 2012 年電子・情報技術製品(強制登録要件)命令<sup>32</sup>及びその関連通達・FAQ に基づき、リチウムイオン電池(セル・バッテリーパック)や AC アダプター等は、完成品自体が BIS 規制の対象外であっても、それに内蔵・同梱される部品単体としての登録が必要とされることがあります。そのため、例えば、規制対象外の特殊な産業用機器であっても、汎用の AC アダプターを同梱して輸入する場合、アダプター自体に CRS に基づく登録が必要となることがあるため、設計・調達段階での慎重なスクリーニングが不可欠です。

### (3) 通関実務における差止リスク

インドの税関当局は 1962 年関税法<sup>33</sup>に基づく輸入申告システム(ICEGATE)上で、品目の HS コード(関税分類番号)及び各種規制(BIS 対象要件や NOC の要否等)を紐付けて管理しています。そのため、現場の税関職員は HS コードをベースに BIS 要件を機械的に判断する傾向が強く、技術仕様上は明確に BIS 認証の対象外である製品であっても、HS コード上の分類のみを根拠として輸入が止められるトラブルが頻発しています。サプライチェーンの分断リスクを回避する観点から、QCO における定義との相違を明確に説明できる客観的な技術資料<sup>34</sup>を事前に準備し、通関業者と連携しておくことが重要です。

### (4) 表示要件

BIS 認証製品は、指定された標準マーク(ISI マーク等)を所定のフォーマットで表示する義務があります。例えば、標準マークは、判読可能(legible)で、消去不可能(indelible)かつ取り外し不可能(non-removable)でなければならず、耐久性については、関連するインド規格の規定に従う必要があります。

そのため、表示方法としては、製品本体へのシルクスクリーン印刷、刻印、エンボス加工等、容易に消えない方法での物理的な印字が求められ、単純なシールの貼付などは適法なものとして認められない可能性があります。なお、表示要件への不適合は、ライセンス停止や輸入の差し止め等につながる可能性もあるため、注意が必要となります。

## 7 検査官受け入れにかかる実務上の対応(費用、日程調整、通関及び通訳等)

FMCS の認証取得において支障となるのが、インドから派遣される検査官による現地(日本)の工場監査です。主な留意点は以下のとおりです。

---

<sup>32</sup> Electronics and Information Technology Goods (Requirement for Compulsory Registration) Order, 2012

<sup>33</sup> Customs Act, 1962

<sup>34</sup> 製品カタログ、仕様書、製造者宣言書等

## 在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.7

### (1) 費用負担及び日程調整

FMCSの運用上、検査官の渡航費、宿泊費、日当等の諸経費はすべて申請者(外国企業)の負担となります。派遣される検査官の人数や日本への滞在日数は、対象製品の複雑性などによって大きく変動します。また、日程調整については、検査官側のスケジュールの影響を受けやすく、希望時期に実施できない場合もあるため、十分なリードタイムを見込んだ計画が必要です。なお、検査官から家族の同伴旅行の手配やその旅費を暗に要求されるイレギュラーなケースも報告されており、現地コンサルタントを通じた毅然かつ慎重な対応が求められます。

### (2) 検査範囲の確定と事前準備

同一の製造拠点で複数の製品を製造している場合、異なる規格にかかる複数の製品をまとめて一度の検査で済ませることが可能な場合があります。一方で、製造過程において外部の工場に外注(委託加工)している場合や、別の工場で重要部品を製造している場合、品質管理の連続性を担保する観点から、委託先や部品製造工場も監査対象と判断される可能性があります。実務上は、外部工場で行われる工程による価値の上昇分が最終製品に占める割合が大きい場合に、当該外部工場も検査対象に含まれることが多いようです。

本番の工場検査で不備(NC:不適合)を指摘された場合、再検査のための検査官の再出張が数か月後まで組めない事態に陥り、事業計画に深刻な遅延が発生します。そのため、実務上は、初回の検査から BIS 規制対応に精通したコンサルタントを起用し、検査官に対し、製品の仕様や工場で用いている機械や検査機、外注先の詳細等を入念に説明することが推奨されます。また、このようなコンサルタントが本番前にプレ監査(模擬監査)を実施して指摘事項を解消しておくことが考えられるほか、同コンサルタントに実際の監査に同伴するよう依頼することも考えられます。

### (3) サンプル輸送及び通関対応

工場監査時にピックアップの上封印されたテスト用サンプルは、インド国内の BIS 指定試験場へ送付されますが、インド到着時に税関職員の現物検査により、不用意に梱包や封印が開けられてしまうケースが多発しています。BIS 当局の封印が破棄されたサンプルは試験場で「無効」と判定され、日本でのサンプルのピックアップからやり直しとなるため、サンプル輸送に精通した専門の運送業者の選定と事前の税関交渉が重要です。

### (4) 現場でのコミュニケーション

監査時の検査官との質疑応答は、品質管理マニュアル(QCM)、校正記録、製造工程表などの高度な専門的・技術的内容に及びます。コミュニケーションの齟齬が不適合判定につながる可能性もあるため、単なるビジネス英語の通訳ではなく、自社の製品仕様や品質管理体系に精通した技術通訳者をアサインすることが考えられます。

## 在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.7

### 8 バックナンバー

過去のニュースレターは、在インド日本国大使館ウェブサイトよりご確認いただけます。

[企業法務セミナー・ニュースレター | 在インド日本国大使館](#)

◆インド企業法務ニュースレター Vol.4

[インド法務の入口ーインドでの契約交渉における注意点と実務への活かし方](#)

◆インド企業法務ニュースレター Vol.5

[インド法務の入口ーインド知的財産制度の特徴](#)

◆インド企業法務ニュースレター Vol.6

[インドのカーボン・クレジット取引制度の徹底解説ーインド環境法セミナーの振り返りを兼ねて](#)

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じ、インド法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本ニュースレターに記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、在インド日本国大使館または執筆者が所属する事務所の見解ではありません。

## 在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.7

### 執筆者



**新田 荘作** (企画・草稿担当)

**E-mail: [sosaku.nitta@bakertilly.in](mailto:sosaku.nitta@bakertilly.in)**

Baker Tilly ASA India LLP シニアマネージャー。司法試験(日本)に合格後、6年以上インド現地に在住。会計、税務、法務、労務の関連する案件において、日系企業のためにコンプライアンス対応や紛争対応をサポート。



**石井 洋輔** (企画・草稿担当)

**E-mail: [yishii@midosujilaw.gr.jp](mailto:yishii@midosujilaw.gr.jp)**

弁護士法人御堂筋法律事務所弁護士。米国留学、大手鉄鋼メーカー法務部の出向経験を有し、M&A、海外進出、コンプライアンス、労務管理など幅広く手掛ける。現在、インド(デリー)の大手法律事務所に出向中。ニューヨーク州弁護士。



**本間 洵** (企画・草稿担当)

**E-mail: [Jun.Homma@tmi.gr.jp](mailto:Jun.Homma@tmi.gr.jp)**

TMI 総合法律事務所弁護士。主な取扱い分野はインド法務、知的財産、国際取引等。インド法務についての執筆やセミナーも積極的に行っている。2025年1月から Trilegal(デリーオフィス)に出向。現在、AKM Global(グルガオンオフィス)に出向中。



**岡本 直己**

**E-mail: [nokamoto@midosujilaw.gr.jp](mailto:nokamoto@midosujilaw.gr.jp)**

弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー弁護士。米国留学、シンガポールの法律事務所での勤務の経験を有し、国際法務、M&A、個人情報保護法分野を得意とする。

### お問い合わせ

在インド日本国大使館(担当: 矢追・飯田)

E-mail: [jpemb-economic@nd.mofa.go.jp](mailto:jpemb-economic@nd.mofa.go.jp)